

意見書案第 15 号

高額療養費制度の見直しの中止を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

近 藤 里 美

倉 元 達 朗

田 中 丈太郎

中 山 郁 美

高額療養費制度の見直しの中止を求める意見書

高額療養費制度は、年齢や所得などに応じて、患者が医療機関の窓口で支払う医療費の月ごとの自己負担に上限額を設定する制度で、家計の医療費負担が過重なものにならないようにするためのものです。現在は、70歳以上で住民税が課税されている高齢者のうち年収約370万円未満の人の場合、月額4万4,400円を上限額としているほか、外来だけの場合は月額1万2,000円を上限額とする外来上限特例の措置があります。政府の説明によると、外来上限特例は高齢者の外来の受診頻度が若年者に比べて高いことなどに配慮したものであるとされていました。

しかしながら、厚生労働省は去る12月8日に開催した社会保障審議会医療保険部会において、高額療養費制度の見直しの方向性を示した議論の整理案を提出しました。その一つとして、自己負担の上限額を引き上げ、70歳以上で住民税が課税されている1,400万人の高齢者について、外来上限特例以外は69歳以下と同水準とすることを示しました。また、報道によると、そのうち年収約370万円未満の人の外来上限特例の上限額を現行の月額1万2,000円から月額1万8,000円へと引き上げる内容とされています。医療費の窓口負担を増やせば、経済的な理由で必要な受診ができない高齢者が更に増えることが心配されます。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、高齢者の医療を受ける権利を保障するため、高額療養費制度の自己負担額引上げに関する見直しを中止されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，厚生労働大臣，
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 宛て

議 長 名